

法哲学からみた自然保護

関西大学法学部教授 竹下 賢

(法哲学)

竹下 私は法哲学を専門としていますが、法哲学にはちょっとぬえ的なところがあって、哲学的にも専門でないし、法学的にも専門でない。むしろどっつかずの存在であるということになるかもしれません。しかし、今日はちよつとつなぎの役を果たすことができるというふうにも思っています、それは、一つ大きなグラントセオリーのようなことを話して、自然の権利の思想というものが非常に大きな議論につながるんだということですね、そういう話を、大風呂敷の話を見せていただきたい。それで、後の畠山先生には、行政法のご専門ですから、法学的な側面というものでお話しいただいたら、割と割り振りができてつなぎができるんじゃないかと独り善がりでお話しております。

それで、私のレジユメを見ていただきましたら、「はじめに」というところで結論めいたことを書いています。これは先ほど自然の権利というようなことでいろいろ限定的に山田先生がお話しになりました、そういう結論というものを踏まえれば、私自身も全くそのとおりに考えております。権利アプローチというものの問題性というのは、従来の権利論の立場から動物の権利というものにつなげていくのは理論的に問題があるし、最終的な自然保護に展開して

いくにも限界があるんじゃないかというようなことか
と思います。

その点については、私がある一定の理論、先ほども
交告先生からご紹介いただき
きましたけれども、環境国
家論というものを背景にし
て、それにいろいろ、ドイ
ツの考え方に触発されたとい
うようなこともあるん
ですが、私なりに考えている
ところがございます。まだ

完結した議論にはなっていないんですけれども、一種の見取り図的な状況だというふう
に思っています。しかし、そういうものから考えていくと、まあまあ、今日の私の話のよ
うな結論が出てくるのではないかと、こういうことでござい
ます。

したがって、まず環境国家論というものについてお話しさせていただきたいと思
います。この点はかなり抽象的な
グラントセオリーということになってくるかと思
いますので、できるだけ分かりやすい
ような形で話をさせていただきます

法哲学からみた自然保護

神奈川大学法学研究所シンポジウム(2000・11・11)

竹下 賢(関西大学法学部)

はじめに

わたしの環境国家論の枠組みからすると、環境保護に関しては、権利アプローチから責任アプローチへ転換することが要請されます。ただ、権利アプローチの有効性を否定してしまうという議論ではないので、この点につき補足を必要とします。ともあれ、わたしの環境国家論の大枠をお話することになります。

1 環境国家論

「環境国家」の概念はもともと、当時の西ドイツの環境法学者M・クレプファーの編著書「Umweltstaat 環境国家」によって導入されました。わたしの環境国家論も、これに大いに依拠していますが、わたしなりに理論展開を深めていますので、ここで述べる理論の責任はわたしにあります。

環境国家論は国家論のレベルでの変動理論です。しかし、これは唯物史観や社会進化論のように、歴史の必然的な発展法則を主張する理論ではなく、価値意識に導かれた人間によって、人為的に達成されるべき発展についての理論です。また、この理論は、西欧の先進国についてその歴史的な変動の事実を踏まえつつも、モデル化した変動理論ですので、個々の国家における変動の現実とこのモデルとの関係は、新たに具体的に提起されるべき問題だといえます。

2 自由国家と社会国家

この変動理論は、このように国家の目的理念としての価値を、問題にすることになります。出発点は、封建国家を打破した近代国家にあります。この国家は国民の自由を保障する「自由国家」でありました。この自由の理念は、国民のもつ理性的人格という性質から導かれ、その人格性を信頼して、基本的な国家設計を国民各自の自己決定と合意に委ねる制度の根拠ともなります。ここでは、国民の側の自由な生活を阻害しない権利、防衛権としての自由権が、重要な機能を果たします。

しかし、この「自由国家」の国家設計は、経済的側面で産業社会を生み出し、財産をもたない階層の自由の侵害という事態を招きました。ここに登場するのが「社会国家」であり、この国家の目的理念は国民の福祉にあり、国家は国民の幸福な生活を平等に保障することに向かいます。ここでの機能概念は、一定の生活保障を求める権利、請求権としての生存権ということになります。

この国家の転換について、つぎの2点で注意が必要です。まず第1に、これらの国家に典型的な権利である自由権と生存権とは、その権利の性質をそれぞれ異にしているということです。自由権は、侵害という直線的な行為に対する規制を、その主たる手段としていますが、生存権は、国民の一定程度の生活を可能にするための給付を、その主たる手段としています。前者は、直線的な時間的規制であるのに対して、後者は、空間的な永続的給付です。

きたいと思います。

話のつながりといったしましては、先ほど山田先生のお話の中からちよつと出発ポイントを取り出したいと考えますが、それは特に山田先生のレジュメの第二と第三のあたりにかかわってくるのかと思います。それは、要するに第二の環境保護と現代法というところとして、環境保護法——これはレジュメから離れて話をしておりますので、環境国家論の話をするための前置きのようなことで聞いていただいたらいんですが——環境保護と現代法というところで、環境保護法の限界ということで、福祉主義と環境主義というお話をされておりました。基本的なその問題視角については、つまり自然の法的保護のあり方であるとか、自然の法的価値のあり方を見直すべきであるというような基本的姿勢については、この環境国家論もそういう問題関心をともに行っているというふうに考えるわけですが、その際に、一種の社会的な変動理論をも考えているということになるわけです。その変動理論とい

第2に、「社会国家」への変動は、「自由国家」の廃棄を意味してはおりません。「社会国家」は「自由社会」での富の分配の不平等を、所得の再分配によって是正します。しかし、それは一定程度の生活を平等に保障することにとどめ、それ以上については、市場経済による産業社会を維持します。また、「自由国家」において保障される生命・自由・財産への権利に関して、財産権が主として制限されることとなります。ということは、自由国家原理をある程度に制約する形で、社会国家原理が導入されるということです。

3 環境国家

このような「社会国家」で維持された産業社会が、環境破壊をもたらすことによって、国家の目的理念が新たに立てられるべきだということになります。生態系としての自然環境の保全が、「環境国家」の目的理念です。「社会国家」が一定程度の幸福な生活を保障するという事は、健康を害するまでにはゆかない原因をも永続的に排除して、快適な生活環境を維持することを意味しています。これに対して、「環境国家」は生活環境としての自然環境ではなく、生態系としての自然環境を保全管理することを、目的理念とするのです。

自由国家と社会国家において、目的達成の主たる手段は、それぞれ「規制」と「給付」でしたが、環境国家のそれは「計画」となります。共生関係にある生態系としての自然のシステムを探究して、それを基礎にした保全計画を作成することが、この国家の主たる任務となります。ここでも、「環境国家」は「自由国家」と「社会国家」を否定するものではありません。第3の国家原理として、環境国家性が導入されるということです。

生態系としての自然の環境保護は、このような国家的な任務としてはじめて可能になる大プロジェクトだと思います。この意味で、自然環境の保護にとって重要なのは、権利アプローチではなく、責任アプローチであると述べているのです。たしかに、各人の権利主張が、訴訟を通じて、自然環境の保全につながることを、否定する必要はありません。しかし、重要なのは、自然保護の課題を担う中心は国家であるという認識です。

おわりに

だが、こうした一般論に照らしてわが国をみるなら、現状では、こうした「環境国家」の実現は程遠いものだと思います。環境庁の環境省への昇格は決まったにしても、自然の生態系の保全計画のためには、環境保護を国家の任務規定として憲法に掲げるとかの仕方で、これを国家の基本方針として採用することが必要です。また、このもとで現行の全国総合開発計画や環境基本計画、さらに自然保護法や自然公園法などの自然保護立法のもとでの保全計画を再編成し、科学的な生態系アセスメントに連結させるべきです。これが、自然のための適正手続といえるものだと思います。

しかし、わが国の現状がとうていここまで達していないということであれば、権利アプローチでもって、訴訟の面から、行政の決定を環境保護の方向に修正することが、望ましい選択となります。さらに、現在を社会国家から環境国家への過渡期であると位置づけるなら、自然の権利訴訟は、価値意識の転換に資する有益な教育効果をもった行為であるといえます。

うことと言いますと、その取り上げ方というのはかなり、先ほど話されたことと似通っておりまして、それはつまり、近代法というものの限界、これを一つ認識する必要があるということでもあります。

近代法というものの基本的な図式というのは、物権と債権についてですね、物権、先ほども申されたような物と人の支配関係と、債権上の人と人の契約関係というようなもので考えられています。人間というものでは相互性というようなものが人間と人間の間で考えられていて、物と人というものの中では相互性じゃなしに、支配と服従というましか、利用といえますか、そういう関係がそこでは考えられているということでございます。

近代法が実は福祉主義に展開するんですが、すでに現代社会の近代法は福祉主義の方向へもう変容しているということですね。この点をまず押さえるべきであろう。だから、これは近代法というものの修正という形で福祉国家の法というものができ上がってきたということです。つまり、人と人の契約関係においても、たとえば労働契約について労働者保護の側面というようなことが出てきたりしますが、結局は一種の生活環境保障ですね。そういうようなものが法的に行われていくというような形で、単純にその法的関係というものが、自由な人間とそれを取り巻くものという関係では捉えられなくなってくるのです。

そこにおいて、国家はその役割を変えていったことになるわけで、つまり、それはある一定の生活環境を保護するために、最低限の給付、何か物を与えるというような方向に国家はその役割を転じてきている。つまり、自由な国家というものにおいては、つまり近代法関係が支配する自由な国家ということでは、人間の自由な行動あるいは自由な意思決定というようなものを確保するために、国家というのは侵害するものを排除する、そして人間の自由な行動というものを保障してやる。その自由な行動を保障したら、そのあと人間はどのように行動を行ってもいい。自由により自己決定をやれと、つまり、契約を自由にやれと。ところが以前そういう自由国家であったものが、今度は国家

は自由にやるということは残しつつ、最低限の生活保障というものを必要とするために、例えば税金を取っていわゆる所得の再分配をやるとか、いろんな形で生活環境保障というものを行ってきているんです。

これは、もう一九世紀の——もっと前から保障的なものはあるんですが——十九世紀の後半ぐらいからそういう形の国家が形成されてきています。そういう話は一種の西洋モデルの発展図式ということになるのですが、そういう形の福祉国家——ここには社会国家と書いていますが——社会国家とか福祉国家というものが自由国家の後に登場してきたということになるわけです。

それが、レジユメのページ目ですけども、二のところでお話したようなことになるわけです。特に自由国家の問題点であったのは、やはり産業社会の発展というものが国民の生活を、ともすれば窮乏に陥れるというようなことになって、だから、社会国家の典型的な権利として考えられるのは憲法二五条の生存権なのです。つまり、一定の生活保障、最低限度の保障というような感じになりますけれども、今はそれ以上の生活保障を求める権利、請求権としての生存権というものが、社会国家における典型的な権利として考えられるものであるわけです。

その場合にやはり考えられるのは、自由権というものと生存権というものは性格が違うということです。このあたりのところが環境権を考える場合に——環境権と言ってしまおうと問題なんです——環境国家を考える場合になかヒントになると思っています。自由権というのは、侵害行為があったときに、それに対抗する、一種の妨害を排除する規制を手段として保障されているということなんです。生存権という場合には、一定の生活環境を保障するということが目的となっていて、その生活環境を保障するためには規制という手段もありますけれども、典型的には、ある一定の生活環境を保障するために物を与えることも含めて、一定の給付的な側面というものが非常に重要な手段となってくるということです。

この社会国家の考え方に、かなり関係してくるのが環境問題であるわけですが、先ほども山田先生の話の中に出てきましたように、公共の福祉という考え方を置いて一定の保護を考えていく、自然物の保護を考えていくという考え方があります。これが私が言うところ、人間の生活環境の保護の充実としての自然環境保護であるわけで、これは社会国家レベルで考えられる問題、あるいは福祉国家レベルで考えられる問題であるわけです。だから、社会国家というのは大体国民の幸福な生活というものを平等に保障することになりますから、その国民というか人間として国民が幸福な、快適な生活を送るということになれば、その快適な生活を送るための手段として、自然とか、そういうものとのつながりができるだけ保障されることになる。景観なんかもそういう部類に入ると考えることができるのですが、そうすることは、つまり社会国家の中での枠組みの中で自然保護というものが考えられるというように言えるかと思えます。

ところが、そのあたりのところで問題が出てくることになります。それは、要するに先ほども言われましたように、自然物の保護といっても、あくまで生活環境から見ているということ、システム保護的な意味合いがないということです。先ほど申されたシステムのというのは、言葉に反して自然というものの生態系というものを考えない、そういう保護でしかなくなってしまうんじゃないかということです。

それから、アマミノクロウサギを保護したところで、それは別に人間の命とどうこう関係ないということであれば、それは一体生活環境とどういつながりがあるのかというようなことも、疑問点として当然出てくるかと思えます。そういうような疑問点を踏まえて、一定の新たな方向性というものをやはり探る必要が出てくるであろう、こういうことになってくるわけです。

それで、環境国家の話になるわけですが、その前に、先ほど松田先生のお話の中で出てきた、不確実性とかリスク

の問題、これをどう考えるかということですね。この話も非常に抽象レベルの問題で恐縮ですけども、そういう話をさせていただきますと、松原純子という先生が『リスク科学入門』という本を書かれております。そこ（同書五頁）で引き合いに出されている『偶然性と二十世紀』という本があるわけですけども、それは Alfred Bork という人の書物です。そこに書いてあるのは、二十世紀の情報社会では、乱数発生装置というものが非常に利用されている。さまざまな分野で乱数が使われていて、その中で確率論的な予測を得ようとする、科学的な作業というものが非常に支配的になっている。つまり、くじ引きとかその他、要するに個人の感情というようなものが介入するようなものでさえ、そういうものを排除して何らかの形で予測を可能とする一種の法則性、と言ったら悪いのかもしれませんが、そういう偶然性を逆に利用するやり方、つまり確率論というものが、非常に重要な数学の分野になってきたということが言われております。

これはもう一般的に、社会生活の分野だけではなしに、もつと根本的に物理学における確率論、要するに量子力学につながっている。その量子力学の話とこの話がどうつながるのか、私はちょっとまだわからないんですけども、とにかく二〇世紀の科学的な物の考え方の基本にあるのは確率論であって、そのことについて、ある人は確率論が働く場合、偶然性というのは無秩序から秩序を生み出す道具であると述べています。だから、数理統計学というようなものの意義が非常に強調されているということになるのです。

こういうような確率論的な事象というもののなかで、二〇世紀の人間は生きていく必要があるんだと、松原先生は書いているのですが、そこでは、また次のようにも述べられています。私たちはこれから安全論議とかリスクアセスメントの問題に取り組む必要があるんだけど、しかしながら、これは専門家の関与する科学的、技術的問題ではなく、社会的意思決定を含む公衆の問題であり、その当事者は専門家と一般公衆の両者であるというように述べてお

られます。

このことは、一つはこうした社会的な価値決定というか決定の問題ということに、やはり科学者だけでなしに、我々もそこに介入していくということ、一種の民主的手続——これはどこまで民主的ということとは問題になりますけれども——ということと、もう一つは、確率論というものが法則性による必然性の予測という従来とは根本的に異なった、数学的な意味合いを持っていること、こういうことから出ていることでもあります。これはまた、今日は時間の関係で話ができませんが、中西準子先生という『水の環境戦略』を書かれたリスクマネージメントの先生ですが、自然科学の方の先生ですけれども、その先生もそういう意味のことを書かれております。

そういうように考えていきますと、それでは先ほどの話とどう関わるのかということになりますが、この不確実性の時代というものの到来と、社会国家、福祉国家ができた時代というものは、時代的に軌を一にしているというところがあるのです。最近かなり有名になった、古典的になったとも言えるんですが、ベックという人がRISIKOGESellschaftという、『危険社会』と訳されていた、そういう本を書いております。このベックが危険社会と呼ぶものは、近代化と文明化ということが必然的に生み出した、そういう危険というものに取り巻かれるようになった現在の社会です。だから、近代というものの必然的な発展がそういう危険を生み出して、そしてそのリスクを回避する、そういう手だてを今や考えなければならぬ、そういう時代になっているんだといえます。だから、そういうような時代の中で、先ほどの社会福祉の問題もありますし、そうすると、例えば生活環境を脅かす公害の問題、これもそういう問題のもとで考えることができることかと思えます。

問題点というものを意識していくことにしますと、そのような危険に立ち向かうという形は、社会国家的な考え方が、いわゆる産業社会である資本主義社会が生み出してきた危険を社会福祉的に、労働者保護的に是正していくこと

と同じようなことだと言えます。『危険社会』の論者においても、近代化がもたらした環境破壊、生活環境破壊に対処していく、例えば排水規制とか、そういうことで対処していくという方向性が見られ、十分に並行した状況を考えることができるということになるわけです。

そういう社会は、先ほども松田先生の話に出てきた保険の成立というものが、この社会国家の成立とほぼ同時期に出てきているというようなことから、この社会国家的、あるいは福祉国家的な、そういう考え方が、どうも一定の環境基準を決めていくという方向を取ることが分かります。だから、生活環境保護もどうもそれは一定の規格を決めるやり方と似ていて、この生活環境保護もこの程度のもを最低限保障しようという、それをある程度計算して出していくという、そのような世界ですね。それらのものはかなり通底的に考えることができるし、その基本はリスク回避の意味合いで考えられるのではないかとことです。

公害問題から環境問題へという、私もスローガンの話はしているんですけども、ただ、それは公害問題が完全に環境問題に転換するんじゃないし、公害問題を含みながら環境問題が登場するのです。しかしながら、狭義の環境問題というのは、実際には公害問題とは違う一個の求心点を持っているというように考えています。それはつまり、社会国家が出てきたときに、そうしたら自由国家的なものを排除するかと言えば、社会主義国家というのはある程度それを排除したところがあり、現在また復活させているんですが——自由国家的なものを底に置きながら、上に社会国家を乗せていくという構成になっています。

このようなイメージで環境国家も考えてもらいたいというところがあります。ではその環境国家の社会国家的でないところは何かということが問題になってきます。

それで、「おわりに」のあたりで話をさせていただきますと、レジユメの一枚目の裏の方を見ていただいたら分か

りますように、環境国家というのは単に生活環境に止まらない、自然環境というものを保全していくことを目指す必要がある。だから、この自然環境というのはどういうことかということになると、例えば環境基本法ですね。あの環境基本法は公害対策基本法を受け入れてその上に何か乗せたような構成で、有機的連関がないまま並列しているような感じのところがあるわけで、一方では生活環境、公害対策基本法を中心とした生活環境保全というものを考えて、他方ではリオ宣言を踏まえた地球環境保全というものをもう一方の柱として持っているのです。

ところが、生活環境保全のなかにも自然環境というものをもう一方の柱として持っているのですけれども、その自然環境というのは、実はそれを保全しようとすれば、それは自然はもう生態系としてつながっているのです、自然環境というのは単純に生活環境でない部分にもつながっています。それを地球環境と言うことになれば、そのときに新たな問題性の認識、人間の立場というか、人間の見方としての新たな視点というものが必要となってきます。それは今日松田先生もお話しになった、結局、人間と自然の共生の意識であって、とうてい人と物の従来の近代的な支配関係ではない。それから人間の生活環境としての自然環境との関係でもない。つまり、関係の底には何か、人間と自然が共生しているというようなことを踏まえた自然保護に対する責任の思想のようなものが一番根底に来るのではないかというように考えています。

その際、今日も最初にキーワードとして計画ということが交告先生から紹介されました。私はこの計画というものには、つまり、自然生態系の中で人間がどういう形で生きていく方向性を探っていくかという、一番その基本のところから、つまり、これはもう法律的には上がってこない、さっき言った責任の思想のような、そういう根底的な思想から考えるべきだと思います。そして、それを踏まえた形で、例えばここに書いてある全国総合開発計画——この前、五全総というのができたわけですが、あれはあれで終わりだとも言われているんですけども——国土環境保全的な

計画というものを立てて、それから環境基本法が求めている環境基本計画というようなものとそれをつなげていき、それをさらにもろもろの自然保護立法が求めているような計画というものに、システムの関連させて整備していくことが今後必要であろうかと思えます。そのときに、社会国家的な意味合いでの環境保護は、ようやく環境国家的な意味合いでの環境保護ということになるであろうと考えています。

ただ、初めに申しましたように、現在のところは権利アプローチで訴訟の面から環境の保護というような方向に向かうというように、そうせざるを得ないという、今の法制的な枠というか、そういう限界というものがあるかと思えます。それはそれで仕方ないと思うんですけども、それは同時に、今言ったような方向での次のステップへの大きな芽を持っているのだというように私は考えております。

以上、まとまらない報告でしたけれども、終わらせていただきたいと思います。(拍手)

自然の原告適格について

北海道大学法学部教授 畠山 武道

(行政法・環境法)

畠山 それでは報告いたします。それで、今日のシンポジウムの進行の仕方を十分把握していないところがありまして、レジュメを作ったんですけども、ちょっとあちこちに話が跳ぶかと思えます。現行法は今どうなっているん